

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部 住環境整備課（住宅地区改良）【06-6208-9231】 都市整備局市街地整備部 生野南部事務所【06-6717-8266】
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部 住環境整備課（住宅地区改良） 都市整備局市街地整備部 生野南部事務所
処分の名称	違反建築物除却、原状回復命令等
概要	市長は、住宅地区改良法第9条第1項の規定に違反し、又は第9条第3項の規定により附した条件（許可条件）に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができるものです。
根拠法令等 及び条項	住宅地区改良法 第9条第4項
処分基準	将来的に生じる可能性を有するものの、過去に処分実績がなく、また、将来的に生じる件数も稀であることから、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため、設定していない。
ホームページ	
備考	